

2月 東京 ビジネス・ロー・スクールのご案内

# 内部統制システムの見直しのポイント

主催 株式会社 商事法務

## 開催の要領

- 講師 石井裕介 弁護士（森・濱田松本法律事務所）
- 日時 2015年2月27日（金）  
午後1時30分～4時30分（計3時間）
- 会場 マツダホール（マツダ八重洲通ビル9階）  
（東京都中央区八丁堀1-10-7）
- 定員 100名（申込順）

- 受講料 32,400円（1名分、税込）
- 同一の受講申込書にて1社2人以上申込の場合、2人目から2,160円引きといたします。
- 講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。

※会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。

くわしくは、裏面申込要領をご覧ください。

## 講座開設の趣旨

- ▶各企業においては、これまで、金商法および会社法それぞれの要請に基づいた内部統制システムを構築・整備し、運用されていると思われませんが、グループ管理をどのように行うかなど悩ましい課題も多いものと思われま
- ▶このような状況の中で、改正会社法は、内部統制システムについて、自社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を会社法へ格上げし、法務省令（案）の中で具体的な項目を例示しており、子会社管理に関する内部統制システムの重要性は一層増しています。
- ▶さらに、法務省令（案）は、内部統制システムに関する事項として、監査体制に関する事項を追加するとともに、システムの運用状況を事業報告に記載させることとしています。2015年5月に予定されている改正会社法の施行に向け、各企業ともこれらの改正を踏まえてどのような見直しを行い、開示していくかが喫緊の重要課題の一つとなります。
- ▶また、内部統制システムの見直しにあたっては、東京証券取引所等において新たに策定が進められ、2014年12月17日に案が公表された『コーポレートガバナンス・コード』の内容を踏まえることも重要となります。
- ▶そこで、本セミナーでは、今般の制度改正を踏まえた全体像を概観したうえで、グループ会社管理体制の整備等々、具体的な検討項目を整理するとともに、各検討項目についての具体的な実務対応についてわかりやすく解説いたします。

## 〈東京〉

### 受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

201 年 月 日

(2/27) 『内部統制システムの見直しのポイント』 (32,400円1名分) (但し 名分)

社名	住所 (〒 - )
部署名:	TEL. - - FAX. - -
業種:	振込予定日 (3/27以降となる場合のみ、ご記入願います) 月 日 振込予定
受講者名	左記受講者のEメールアドレス
	社歴等(端数切上) 入社後 実務経験
①	約 年 約 年 郵送希望 Eメール希望
②	約 年 約 年 郵送希望 Eメール希望
③	約 年 約 年 郵送希望 Eメール希望

(※) 本「受講申込書」ご記入の連絡先に、今後のセミナー案内等をすることを希望される方は、○で囲んで下さい。↑

## I 内部統制システムに関する法令等の規律

1. 現在の金商法および会社法における規律
2. 改正会社法および改正会社法施行規則の内容
  - (1) 子会社の業務の適正性確保に関する事項
  - (2) 監査体制の強化・実効化に関する事項
  - (3) 事業報告における内部統制システムの運用状況の概要の開示
  - (4) 施行時期と経過措置（～いつまでにどのような対応が必要となるか～）
3. 法制審議会等においてなされた議論の確認
4. コーポレートガバナンス・コードの策定状況

## II 見直しの具体的方向性（～何かからどのように着手するか～）

1. グループ管理体制
  - (1) どのような規程が対象となりうるか（現状の確認）
  - (2) 体制整備にあたっての考慮要素
    - ① グループ内における各子会社の位置づけ
    - ② 海外子会社対応（グローバルコンプライアンス）
  - (3) その他
2. 監査体制の強化・実効化
  - (1) どのような規程が対象となりうるか（現状の確認）
  - (2) 体制整備にあたっての考慮要素
3. 内部統制システムの運用状況
  - (1) 「運用状況」とは何か
  - (2) 開示の前提として求められる体制
4. コーポレートガバナンス・コードの影響
5. 見直しの後に必要となる事項
  - (1) 見直しのタイミング
  - (2) 各種開示書類における開示
  - (3) 2015年6月総会への実務対応

## III その他

### お 申 込 要 領

- 受講のお申込みは、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記「申込先」まで郵送、またはFAXにてご送信下さい。なお、弊社HP上から直接申し込むこともできます。折り返し請求書・受講票、振込用紙をご送付します。
- 受講料は、2015年3月26日までにお振り込み下さい（「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします）。なお、ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。また、特にお申出のない限り、郵便局または銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願い申し上げます（この場合は、必ず事前に下記「問合せ先」までご連絡下さい）。
- ご記入いただきました個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」（<http://www.shojihomu.co.jp/privacy-policy.html>）に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。
- 講義内容・趣旨等を考慮のうえ、セミナーへの出席をご遠慮願う場合がございます。
- 大地震発生等の諸事情により、セミナーを中止・延期する場合がございます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10（茅場町ブロードスクエア3階）  
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX03(3664)8843（専用）  
※FAXによりお申込みいただく場合は、「受講申込書」を切り離さずにご送信下さい。
- 問合せ先 電話03(5614)5650（ダイヤルイン）  
Eメール：law-school@shojihomu.co.jp URL：http://www.shojihomu.co.jp/